

法務省からの回答に対する意見書

内閣府規制改革推進室 御中

平成19年12月21日
全国青年税理士連盟
会長 川崎賢二
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国の青年税理士約3,000名により組織されている団体で、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

先般、当連盟が貴推進室に提出しました「規制改革に対する意見書」(以下、「当連盟の意見書」と言わせていただきます。)に対する法務省からの回答(以下、「回答」といわせていただきます)に対しまして、意見を述べさせていただきたく、本意見書を提出させていただきます。

1、弁護士への資格付与について

(1) 専門家としての使命と違いについて

税理士法第1条に謳われている通り、税理士の使命は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることであり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。

弁護士も、弁護士法において使命を謳っている。しかし、それぞれの使命は異なるものである。

それぞれ、使命が異なるのであるから、司法試験とは別に「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験である税理士試験が設けられているのであり(同法第6条)、司法試験も「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」する試験でないのである。

(2) 会計専門家としての資質の検証について

税理士試験は会計科目と税法科目とに大きく分かれている。

税務計算においては、その前提として会計に関する科目の知識がなければならず、その

ために会計に関する科目が税理士試験に設けられている。

司法試験においては、会計に関する科目が見当たらず、会計に関する必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの検証を受けていない。

また、会社法においては会計参与制度が新設された。この制度において会計参与となる資格を有するものに税理士が挙げられている。

これにより税理士は制度上、税務の専門家であると同時に会計の専門家であることとなった。

これは税理士の会計専門家としての資質に対して認められたものである。

弁護士が税理士となった場合、会計参与になることも可能となるが、その場合、会計専門家としての資質の検証は行われていないこととなる。

その会計専門家としての資質を担保するものとして税理士試験が設けられている。

よって、弁護士について言えば、最低限税理士となるためには会計に関する科目に合格しなければならない。

2 , 結論

以上、述べてきたとおり、先に当連盟が提出した意見書記載のとおり、国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、弁護士に対する資格自動付与規定の存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うもので、即刻廃止しなければならない。